

○幕別町林業緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全道的に多様な樹種の需要が高まる中で、多様な苗木を生産するためのコストや技術障壁に鑑み、需要に応じた苗木の安定的な供給に向けた取組を促進し、併せてコンテナ苗の生産を推進することで、林業における生産性の向上を図るために、森林環境譲与税基金を財源とした予算の範囲内で補助金を交付することに関し、幕別町補助金等交付規則（平成18年規則第74号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、幕別町に所在地を有する登録事業体（林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条の規定により登録を受けた生産事業者をいう。）とする。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の額は、補助対象者が北海道林業用種苗生産流通推進要綱（平成30年12月20日森整第824号）に基づき出荷した苗木の本数に対し、次の表に定めるところにより算定した額とする。

苗木種類	裸苗、ポット苗	コンテナ苗	
		2号	1号
カラマツ・トドマツ	5円/10本	5円/10本	10円/10本
その他の苗木	15円/10本	15円/10本	20円/10本

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、林業緑化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 苗木を出荷したことが確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第5条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、適正な交付を行うために必要と認めるときは、前項の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第6条 町長は補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、当該補助金の交付を申請した者に補助金等交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金交付決定の取消)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

幕別町林業緑化推進事業補助金交付申請書

年 月 日

幕別町長 様

住所
申請者 会社名 印
代表者名

林業緑化推進事業補助金の交付を受けたいので、幕別町林業緑化推進事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額

苗木種類		本数	補助金交付申請額	
	裸苗・コンテナ苗（2号・1号）	本	円	
	裸苗・コンテナ苗（2号・1号）	本	円	
	裸苗・コンテナ苗（2号・1号）	本	円	
	裸苗・コンテナ苗（2号・1号）	本	円	
	裸苗・コンテナ苗（2号・1号）	本	円	
	裸苗・コンテナ苗（2号・1号）	本	円	
合 計			円	
振 込 先	金融機関名		支店名	
	（フリガナ） 口座名義人	（ ）	口座 番号	普通 当座

※10本あたり単価

苗木種類	裸苗、ポット苗	コンテナ苗	
		2号	1号
カラマツ・トドマツ	5円/10本	5円/10本	10円/10本
その他の苗木	15円/10本	15円/10本	20円/10本

添付書類

- （1）事業実績書
- （2）苗木を出荷したことが確認できる書類
- （3）その他町長が必要と認める書類

様式第2号 (第6条関係)

幕別町林業緑化推進事業補助金交付決定通知書

第 号指令

住所

申請者 会社名

代表者名

年 月 日付けで申請の幕別町林業緑化推進事業補助金に関し、内容審査の結果、補助金の交付を適当と認め、次のとおり決定したので、幕別町林業緑化推進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

幕別町長 印

記

1 補助金交付決定額 円

2 その他

- (1) 町長は、補助事業対象者が交付条件に違反したときは、補助金の決定の取消し及び返還を命ずることができます。補助金の額の確定があつた後においても同様とします。
- (2) この内容に対し不服のある者は、決定の通知を受けた日から 10 日以内に、書面をもって不服を申し出ることができます。
- (3) 幕別町林業緑化推進事業補助金交付要綱を遵守してください。